一　名　　称　平成二十六年度地対艦ミサイル実射訓練部隊
二　国外派遣期間　平成二十六年九月一日から平成二十六年十一月十六日まで
三　派遣人数（概数）　百人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国カリフォルニア州

○法務省告示第三百六十四号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年九月六日から効力を生ずる。

平成二十六年八月二十日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道紋別郡西興部村長

○財務省・農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年九厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年三厘五毛
八年を超え十年以下	年四厘五毛
十年を超え十二年以下	年五厘五毛
十二年を超え十四年以下	年六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年八厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年九厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百三十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十日

厚生労働大臣　田村　憲久

「アメリカ合衆国（カリフォルニア州及びメリーランド州を除く。）」を「アメリカ合衆国（カリフォルニア州を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第千百十三号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、即席めんの日本農林規格（平成二十一年四月九日農林水産省告示第四百八十四号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十六年九月十九日から施行する。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣　林　芳正

「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

1　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の即席めんの日本農林規格により格付の表示が付された即席めんについては、なお従前の例による。

2　この告示による改正後の第三条第一項の表食品添加物の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、平成二十八年三月十八日までの間は、なお従前の例によることができる。

○農林水産省告示第千百十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、即席めん類についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年十月十三日農林水産省告示第千二百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十九日から施行する。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十六年八月二十日農林水産省告示第千百十三号（即席めんの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における即席めんについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、飲食料品及び油脂についての検査方法（昭和五十一年十一月十九日農林省告示第千七十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月十九日から施行する。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　忠別川
イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線（標柱六号と七号については、昭和二十五年建設省告示第千七十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡東川町
一七九一番二地先河川敷　一号から十号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡東川町
国有林三二一林班い小班　一号から四号まで
北海道上川郡美瑛町
国有林三五一林班へ小班　五号から八号まで
国有林三五一林班チ小班　九号及び十号
国有林三五一林班い小班　十一号から十三号まで
国有林三五二林班イ小班　十四号から十六号まで